仕様書

１　業務名称

高松市屋島競技場陸上競技大会運営システム更新業務委託

２　履行期間

契約締結日から令和９年２月２４日（水）までとする。

３　機器仕様

機器の詳細については「高松市屋島競技場　物品物仕様書」を参考に、陸上競技大会運営システムを運用する上で、当然備えるべきものについて完備すること。また、周辺部品、電源ケーブル、ＬＡＮケーブル等、陸上競技大会運営システム機器一式の構成及び持続上必要な一切の部材等も完備していること。なお、ウイルス対策として「ワクチンＵＳＢ（１年更新）」を付与することとし、システム使用開始日から１年毎に更新するものとする。

機器仕様のうち、納入者が示す新しい状態への更新等の代替案について市が承認した場合は、機器仕様の一部を変更することが出来ることとする。

また、高松市屋島競技場において、現に設置されている計測機器等と接続性があること。

４　納入等

ア　契約締結後、直ちに本システム機器一式の納入スケジュールを市担当者と協議し、その承認を得た上で、当該納入スケジュールに従い、本システム機器一式の搬入、設置、調整、システムテスト及び接続試験棟等を実施すること。

イ　システム構成後、運用マニュアル等を県に納入するとともに、担当職員が機器の操作を円滑にできるよう取扱いに関する説明を１回以上実施すること。

ウ　関連法規、規格、基準に基づき本システム機器一式を納入、設置すること。

エ　本システム機器一式の設置に必要な電力は既存施設のものを利用できるものとする。

オ　施設内での本システムの構成作業については、来場者の妨げにならないよう配慮すること。

５　保守点検及び故障発生時の対応

納入後１年間は次の条件で対応すること。

・無償にて専門知識及び技術を有する係員が、システムが常時良好な状態で運営できるよう、初期不良に係る故障処理を行うこと。

・依頼に応じ、無償にて大会開催時に技術者の立会（１回程度）を行うこと。

・３６５日故障受付を行うこと。

・故障機器等の部品交換による修理又は代替品等の設置等に対応が必要な場合は、担当職員から故障時の発生・連絡を受けてから速やかに部品取り寄せ等の対応が可能であること。なお、部品代及び交換費は無償とする。

6　その他留意事項

各機器は高松市屋島競技場１階記録室、４階写真判定室に搬入するものとするが、具体的な機器ごとの設置場所は契約締結後に、市担当者及び高松市屋島競技場指定管理者に確認すること。

納入後１年間経過後であっても、明らかに納入者の責に帰すると認められる調達物品の不具合等については、市と協議の上、納入者の負担で、不具合等の解消のために必要な措置を講じるものとする。

更新対象となる既存の端末の撤去及び廃棄を行うこと。なお、既存の端末の廃棄に当たっては、物理的破壊を行い、その記録を報告すること。

7　法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか関係法令の規定を遵守するとともに、スポーツ振興課担当者との連絡を密にし、その指示に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

8　秘密の保持

業務の遂行に当たっては、秘密保持に万全の措置を講じ、個人情報及び知り得た秘密等を第三者に漏らしてはならない。

9　安全の確保

業務を遂行するに際しては、安全に留意し、事故のないよう万全を期すこと。特に敷地内での運転は、細心の注意を払うこと。

また、騒音や振動等、近隣住民の日常生活に与える影響に十分に配慮すること。

１０　売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）

※　市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

１１　労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

（１） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の履行や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

（２） 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

（３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

（４） 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。

（５） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため、健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

（６） (１)から(５)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法規を遵守すること。